

環 生 第 101 号

平成 24 年 5 月 30 日

社団法人静岡県環境資源協会会長 様

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について

日頃から、環境保全の推進に御理解と御協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、水質汚濁防止法施行令の一部改正等（平成 24 年 5 月 23 日公布、平成 24 年 5 月 25 日施行）が行われ、別添写しのとおり、環境省水・大気環境局長等から通知がありましたので、御承知置き願うとともに、貴管下会員への周知をお願いします。

また、関係する環境省報道発表のページを下記に記載しましたので、併せて御参照下さい。

記

- 1 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15238>

担 当 水 質 班

電 話 番 号 054 - 221 - 2268

E - m a i l seikan@pref.shizuoka.lg.jp